

## 第94号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

芦屋市総合公園第2スポーツコートの改修に伴い、供用時間を延長するとともに、施設使用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3 供用日時の表芦屋市総合公園第2スポーツコート の項中「午後9時」を「午後10時」に改める。

別表第4 3 有料公園施設を利用する場合の表中

「

第2スポーツコート	専用	平日 1時間 1,000円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 1,000円
		日曜日，土曜日及び祝日 法による休日 1時間 1,200円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 1,200円

」

を

「

第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間 2,000円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 2,000円
		平日 正午から午後6時まで 1時間 5,000円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 5,000円
		平日 午後6時から午後10時まで 1時間 6,000円（1時間未満は1時間とする。）	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 6,000円
		日曜日，土曜日及び祝日 法による休日 午前9時から午後10時まで	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 6,000円

」

		1時間 6,000円 (1時間未満は1時間とする。)	
	一般	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 500円

」

に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市総合公園第2スポーツコートの改修に伴い、供用時間を延長するとともに、施設使用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 総合公園第2スポーツコートの供用時間を午後10時（現行は午後9時）までとする。（別表第3関係）
- (2) 総合公園第2スポーツコートの専用使用の使用料を次のとおり定める。

（別表第4関係）

改正案			現 行	
	使用料	超過料金	使用料	超過料金
平日	午前9時～正午 1時間 2,000円	1時間増すごとに 2,000円	平日 1時間 1,000円	1時間増すごとに 1,000円
	正午～午後6時 1時間 5,000円	1時間増すごとに 5,000円		
	午後6時～午後10時 1時間 6,000円	1時間増すごとに 6,000円		
日曜日、土曜日及び休日	午前9時～午後10時 1時間 6,000円	1時間増すごとに 6,000円	日曜日、土曜日及び休日 1時間 1,200円	1時間増すごとに 1,200円

※ 1時間未満は1時間とする。

- (3) 総合公園第2スポーツコートに一般の使用区分を新たに設け、使用料を次のとおり定める。（別表第4関係）

使用料	超過料金
1時間 500円	1時間増すごとに500円

※ 1時間未満は1時間とする。

### 3 施行期日

公布の日から起算して60日を超えない範囲内において規則で定める日